

大洲市教育委員会 1月定例会会議録

1 開催の日時及び場所

令和5年1月30日（月）午後2時00分

大洲市役所庁舎第一別館3階第2会議室

2 定数 5人

3 出席者

教育長	東 山 宏
教育長職務代理者	山 内 光 郎
委 員	渡 邊 ひとみ
委 員	吉 岡 恵 一
委 員	久米山 雅 美

4 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	城 戸 弘 一
教育総務課長	加 納 紀 彦
学校教育指導監	西 山 慎 介
生涯学習課長補佐	石 家 清
文化スポーツ課長	脇 坂 剛
学校給食センタ所長	富 永 重 則
子育て支援課長	仲 岡 貴 志
教育総務課長補佐	松 田 圭 司
教育総務課主事	清 水 小百合

5 傍聴人の数 0人

6 開会宣言

教育長

それでは、ただ今から、大洲市教育委員会「1月定例会」を開会いたします。

〔午後2時00分開会〕

7 前回会議録の承認

教育長

まず、「前回会議録の承認」についてお諮りいたします。去る、12月23日開催の定例会の会議録につきましては、すでに事務局から各委員に原案が提示されております。

この原案に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長

特に、質疑・意見もありませんので、前回会議録につきましては、原案のとおり承認することにいたします。

8 教育長一般報告

教育長

次に、「教育長一般報告」に移ります。各所属長から順次報告をお願いします。

〔各所属長、順次、「教育長一般報告」を行う。〕

教育長

ただ今の「教育長一般報告」について、質疑・意見等はございませんか。

山内職務代理者

生涯学習課の報告の中で、パートナーシップ制度に関する説明があったと思いますが、広く市民に浸透させていくために、生涯学習課としての何か取組みというものが今後あるのか、お伺いします。

生涯学習課長補佐

現在のところは、ありません。

山内職務代理者

今後、取り組んでいくということですか。

教育部長

人権教育協議会理事会のメンバーとして、教育長と私が入っておりますが、これは、今年の4月から始まるということで、人権啓発課から説明があったものです。

山内職務代理者

人権教育協議会の方で、やるのですね。

教育部長

担当課の人権啓発課が啓発します。

教育長

これは、人権啓発課から出てきた話ということでよろしいですか。

教育部長

はい。

教育長

よろしいでしょうか。

山内職務代理者

わかりました。

教育長

以上で、「教育長一般報告」を終わります。

9 議 事

教育長

それでは、これより議事に入ります。「第1号議案 大洲市立幼稚園の再開について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

〔教育総務課長、「第1号議案」について説明する。〕

教育長

ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。幼稚園を再開するために、先生方は何名必要になるか、お伺いします。

子育て支援課長

常勤職員は、園長と幼稚園教諭の2名を配置することになります。

山内職務代理者

2名で、大丈夫なのですか。

子育て支援課長

あと、非常勤を数名配置する必要があります。

山内職務代理者

わかりました。

教育長

ほかにありませんか。特にないようですので、それでは、これより採決いたします。

「第1号議案」を、原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長

挙手全員であります。よって、「第1号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

次の「第2号議案」の議案1件については、議事の都合により、のちほど審議することにいたします。

次に、その他に移ります。各委員さん方、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長

次に、事務局はありませんか。

〔教育総務課長、「その他① 大洲市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付要綱の一部改正について」、「その他② 大洲市きらめき大賞・大洲市地域づくり表彰について」説明する。〕

教育長

ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。大洲市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付要綱の一部改正について、適用は令和5年度からですか。

教育総務課長

令和5年度からになります。ただし、令和5年度新入学児童生徒学用品費については、今年度中に手続きをしないといけないため、その分については、令和5年2月1日以降で適用させます。

教育長

中学生だけが、変わったということですか。

教育総務課長 当初は、学用品費、通学用品費も含め小中学校ともに上がる予定の通知が来ておりましたが、財務省との予算折衝で厳しくなったのではないかと思います。結局、中学校の新入生徒の学用品費だけ、多少上がったということになります。

吉岡委員 要保護・準要保護児童生徒の現状についてですが、13 ページの表の中にある医療費のことで経費の全額とありますが、今はもうほぼ要保護・準要保護児童生徒に限らず、全ての児童生徒に対して経費の全額は保障されていると思うのですが、これは、特別の何かがあるということでしょうか、お伺いします。

教育総務課長 児童生徒の医療費については、現在、市の医療費無償化により、児童生徒の負担はないと思います。医療費については、要綱で謳っておりますが、この数年、今年度も含め、実際に実績が上がっておりません。無償になる前からこの要綱はありますので、有償であった頃を想定していると思います。なお、医療費の対象となるのは、歯科におけるう歯、眼科のトラコーマ、皮膚科の水虫などの学校健診において治療が必要と認められた疾病になります。

吉岡委員 わかりました。医療費は全額経費なのですが、例えば、インフルエンザワクチンなどは実費負担だと思いますので、そのへんが対象となるのではないかと思います。質問させていただきました。

教育長 インフルエンザワクチン等は、どうなるのでしょうか。

教育総務課長 インフルエンザは、対象外になります。

教育長 それでは次に、「2 月定例会」の開催日程についてお諮りします。事務局の原案がありましたら説明願います。

〔教育総務課長、「原案」について説明する。〕

教育長 只今、事務局より説明がありましたが、委員の皆さんの御都合はいかがでしょうか。

〔全委員、原案了承する。〕

教育長 それでは、次回定例会は、2 月 22 日 水曜日 午後 4 時 00 分から、市役所庁舎第一別館 3 階第 1 会議室において開催いたします。ここで、お諮りいたします。

「第 2 号議案」の議案 1 件については、人事に関する案件でありますので、「大洲市教育委員会会議規則」第 12 条の規定に基づき、非公開により審議したいと思います。

これに賛成の方は、挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、この議案の審議は、非公開とすることに決しました。

それでは、「第2号議案 大洲市久米公民会運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

〔生涯学習課長補佐、「第2号議案」について説明する。〕

教育長 ただ今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

教育長 それでは、これより採決いたします。

「第2号議案」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

教育長 挙手全員であります。よって、「第2号議案」は、原案のとおり決することにいたしました。

10 閉会宣言

教育長 以上で、本日の議事はすべて終了いたしましたので、これをもって本日の定例会を閉会することにいたします。

〔午後2時29分 閉会〕

上記会議の顛末を記録して、その相違なきことを証するためここに署名する

教 育 長

教 育 長

職務代理者

委 員

委 員

委 員

上記、記 録 責 任 者